

# ロマ人への書

二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

## 第一 章

一 キリスト・イエスの僕、召されて使徒となり、神の福音のために選び別たれたるパウロ——ニ  
 の福音は神その預言者たちにより、聖書の中に預じめ御子に就きて約し給ひしものなり。三 御子は  
 内によれば、ダビデの裔より生れ、四 潔き靈によれば、死人の復活により大能をもて神の子と定められ給へり、  
 即ち我らの主イエス・キリストなり。五 我等その御名の爲にもろもろの國人を信仰に従順ならしめんとて、彼  
 より恩恵と使徒の職とを受けたり。六 汝等もその中にありてイエス・キリストの有とならん爲に召されたるなり  
 ——セ われ書をロマに在りて神に愛せられ、召されて聖徒となりたる凡ての者に贈る。願くは我らの父なる神お  
 よび主イエス・キリストより賜ふ恩恵と平安と汝らに在らんことを。

ハ 汝らの信仰、全世界に言傳へられたれば、我まづ汝ら一同の爲にイエス・キリストによりて我が神に感謝す。  
 す。九 その御子の福音に於て我が靈をもて事ふる神は、わが絶えず祈のうちに汝らを覺え、一〇 如何にしてか御意に適ひ、いつか汝らに到るべき途を得んと、常に冀がふことを我がために證し給ふなり。一一 われ汝らを見んことを  
 切に望むは、汝らの堅うせられん爲に靈の賜物を分け與へんとてなり。一二 即ち我なんちらの中にありて互の

イ哥前一・一(哥前九)ハ徒九・一五を見よ	三一・二六・二三カ(猶一默一七・一四)	二 加一・三弟一	五・二六
イ哥後一・一(哥後一・一)ニ路一・七〇羅三・リ哥後一・三・四	二二・一六・二六	二 脙一・二西一ツ羅一六・一九	三、二・一三提後
ロ可一・一四羅一五	(徒一〇・三八)	二 撤前一・四(羅五・	一・三門四
一六 哥後一・一・七	太四・三を見よ	五・八・八・三九	二三羅九・二哥後一・
概前二・二・八・九	本多一・二	後一・二撤前一・二	二三羅九・二
概前四・一七(哥後四)	ヘ羅九・五(約一・一)	提後一・一多一・四	二三羅九・二
大	タル徒九・一五を見よ	ネ哥前一・四	二三羅九・二
ト太一・一を見よ	二四・三見よ	一五・一六五・二	二三羅九・二
チ徒一・二五を見よ	ラ弗一・一六	一・三	二三羅九・二
ソ哥前一・三哥後一	ヲ羅一六・二六	二・一	二三羅九・二
黙一・五(民六・二)	二・一	二・一	二三羅九・二
ニ・二・三・三・九	三・四	三・四	二三羅九・二
三・四・提後一・三・門四	ノ	ノ	二三羅九・二
ノ	ノ	ノ	二三羅九・二

三 信仰により相共に慰められん爲なり。三 兄弟よ、我ほかの異邦人の中より得しごとく汝らの中よりも實を得んと爲なれ。四 て屢次なんちらに往かんとしたれど 今に至りてなほ妨げらる、此の事を汝らの知らざるを欲せず。四 我はギリヤーにて、五 シヤ人にも夷人にも智き者にも愚なる者にも負債あり。五 この故に我是ロマに在る汝らにも福音を宣傳へんこと、六 を頻りに願ふなり。六 我は福音を恥とせず、この福音はユダヤ人を始めギリシヤ人にも、凡て信する者に救を得。七 さする神の力たればなり。七 神の義はその福音のうちに顯れ、信仰より出でて信仰に進ましむ。錄して『義人は信仰によりて生くべし』とある如し。

「へそれ神の怒は不義をもて眞理を阻む人の、もろもろの不虔と不義とに對ひて天より顯る。一九その故は神につきて知り得べきことは彼らに顯著なればなり、神これを顯し給へり。二〇それ神の見るべからざる永遠の能力と神性とは造られたる物により世の創より悟りえて明かに見るべければ、彼ら言ひ遁るる術なし。二一神を知りつつも尙これを神として崇めず、感謝せず、その念は虚しく、その愚なる心は暗くなれり。二二自ら智しと稱へて愚となす。」

四　この故に神は彼らを其の心の慾にまかせて、互にその身を辱しむる汚穢に付し給へり。五　彼らは神の眞を易へて虚偽となし、造物主を措きて造られたる物を拜し、且これに事ふ、造物主は永遠に讃むべき者なり、アマ

二七  
二六之によりて神は彼らを恥づべき慾に付し給へり、即ち女は順性の用を易へて逆性の用となし、二七男もまた同じく女の順性の用を棄てて互に情慾を燃し、男と男と恥づることを行ひて、その迷に值すべき報を己が身に受けたり。

二八 また神を心に存するを善しとせざれば、神もその邪曲なる心の隨に爲まじき事をするに任せ給へり。二九 即ちもろもろの不義・惡・慳貪・惡意にて満つる者、また嫉妬・殺意・紛爭・詭計・惡念の溢るる者、三〇 謠言する者、謗る者・神に憎まるる者・悔る者・高ぶる者・誇る者・惡事を企つる者・父母に逆ふ者、三一 無知・違約・無情・無慈悲なる者にして、三二 斯る事どもを行ふ者の死罪に當るべき神の定を知りながら、啻に自己これら之事を行ふのみならず、また人の之を行ふを可しとせり。

一 然れば凡て人を審く者よ、なんぢ言ひ遁るる術なし、他の人を審くは、正しく己を罪するなり。

第二章 人をさばく汝もみづから同じ事を行へばなり。ニ斯る事をおこなふ者を罪する神の審判は眞理に合へりと我らは知る。ミ斯る事をおこなふ者を審きて自己これを行ふ人よ、なんぢ神の審判を遁れんと思ふか。

三四 神の仁慈なんぢを悔改に導くを知らずして、その仁慈と忍耐と寛容との豊なるを輕んずるか。五 なんぢ頑固。

六 悔改めぬ心とにより己のため神の怒を積みて、その正しき審判の顯るる怒の日に及ぶなり。六神はおののおのの所作に隨ひて報い、七耐忍びて善をおこなひ光榮と尊貴と朽ちざる事とを求むる者には永遠の生命をもて報い、

九八  
徒黨により眞理に従はずして不義にしたがふ者には怒と憤恚とをもて報い給はん。九すべて惡をおこなふ人には、ユダヤ人を始めギリシャ人にも患難と苦難とあり、一〇凡て善をおこなふ人には、ユダヤ人を始めギリシャ人にも光榮と尊貴と平安とあらん。一一そは神には偏り視給ふこと無ければなり。一二凡そ律法なくして罪を犯したる者は律法なくして滅び、律法ありて罪を犯したる者は律法によりて審かるべし。二三律法を聞くもの神の前に義たるにあらず、律法をおこなふ者のみ義とせらるべし。一四律法を有たぬ異邦人、もし本性のまま律法に載せたる所をおこなふ時は、律法を有たずとも自から己が律法たるなり。一五即ち律法の命する所のその心に錄されたるを顯し、おのが良心もこれが證をなして、その念、たがひに或は訴へ或は辯明す。一六是わが福音に云へる如く神のキリスト・イエスによりて人々の隠れたる事を審きたまふ日に成るべし。

一七汝ユダヤ人と稱へられ、律法に安んじ、神を誇り、一八その御意を知り律法に數へられて善惡を辨へ、一九また律法のうちに知識と眞理との式を有てりとして盲人の手引、暗黒にをる者の光明、二〇愚なる者の守役、幼兒の教師なりと自ら信する者よ、二一何ゆゑ人を教へて己を教へぬか、竊む勿れと宣べて自ら竊むか、二二姦淫する勿れと言ひて姦淫するか、偶像を惡みて宮の物を奪ふか、二三律法に誇りて律法を破り神を輕んずるか。二四錄して「神の名は汝らの故によりて異邦人の中に演さる」とあるが如し。二五なんち律法を守らば割禮は益あり、律法を破らば汝の割禮は無割禮となるなり。二六割禮なき者も律法の義を守らば、その無割禮は割禮とせらるるにあらずや。

二七 本性のまま割禮なくして律法を全うする者は、儀文と割禮とありてなほ律法をやぶる汝を審かん。二八 それ表面のユダヤ人はユダヤ人たるにあらず、肉に在る表面の割禮は割禮たるにあらず。二九 隠なるユダヤ人はユダヤ人なり、儀文によらず、靈による心の割禮は割禮なり、その譽は人よりにあらず神より來るなり。

二一 一然らばユダヤ人に何の優る所ありや、また割禮に何の益ありや。ニ 凡ての事に益おほし、先づ

第三章 第一に彼らは神の言を委ねられたり。三 されど如何ん、ここに信ぜざる者ありとも、その不信は神の眞實を廢つべきか。四 決して然らず、人をみな虚偽者とすとも神を眞實とすべし。錄して『なんぢは其の言にて義とせられ、審かるるとき勝を得給はん爲なり』とあるが如し。五 然れど若し我らの不義は神の義を顯すとせば何と言はんか、怒を加へたまふ神は不義なるか（こは人の言ふごとく言ふなり）。六 決して然らず、若し然あらば神は如何にして世を審き給ふべき。七 わが虛偽によりて神の眞實いよいよ顯れ、その榮光とならんには、争ひ我なほ罪人として審かるる事あらん。ハまた『善を來らせん爲に惡をなすは可からずや』（或者われらを譏りて之を我らの言なりといふ）斯る人の罪に定めらるるは正し。

九 さらば如何ん、我らの勝る所ありや、有ることなし。我ら既にユダヤ人もギリシャ人もみな罪の下に在りと告げたり。一〇 錄して『義人なし、一人だになし、二聰き者なく、神を求むる者なし。ニ みな迷ひて相共に空しくなれり、善をなす者なし、一人だになし。三彼らの咽は開きたる墓なり、舌には詭計あり、口唇のうちにには蝮

イ太一二・四一 口約八・三九 羅二・〇・一八（約五・四）又提後二・一三  
一七・九・六 四、一二・四三 ル路二〇・一六を見よ ヨ羅七・七、八・三一、ソ羅二・一六を見よ  
ハ加六・一五 ト徒七・三八を見よ 羅三・六・三一  
ニ羅二・二七、七・六 チ中四・八詩一四七、ヲ（詩一二六・二・一）羅九・四  
哥後三・六 一九 羅九・四 三・七  
木勝三・三 西二・一一 リ羅一〇・一六 來四 ワ詩五一・四

カ羅五・八 哥後七 （哥前一五・三二）ム羅二・一・二九  
一 一レ羅三・四を見よ ウ羅一・一八・一三  
ク詩一四〇・三 羅三  
二 一井羅七・一四 加三  
三 二二（羅三・一九、  
タ羅六・一九 哥前九 ナ（羅六・二）  
四 二三、二一・三二  
五 一詩一四・一・一三、五  
六 三・一・一三

オ詩五・九  
ク詩一四〇・三 羅三  
六 一

ヤ詩一〇・七  
マ賽五九・七・八  
ケ詩三六・一  
フ約一〇・三四を見よ  
コ(羅二・一二)  
エ羅三・九を見よ  
徒一三・三九

ア羅四・一五、五・一  
三・二〇、七・七・八  
サ羅一・一七を見よ  
羅三・二二  
キ(徒一〇・四・三)羅一  
シ羅一〇・一二加三

ユ徒三・一六  
二・六、一七  
三・二〇、三・二  
二・二八  
イ來九・一四、二八彼  
モ哥前一・三〇  
九・一五  
七・西一・一四來  
口約壹二・二、四・一〇

二・八、西三・二一  
ス徒一四・一六、一七  
三・三〇  
二・九、三〇  
ヘ羅九・二四、一〇  
一一、一五・九加  
八

ハ羅二・一七、二三  
(羅四・二哥前一  
〇、二四・二六)  
ニ羅九・三一  
ホ羅三・二〇、二一  
三・二八(徒一〇・  
五・二徒一三・三九  
三四・三五)

八・四を見よ  
テ羅三・二二、四・一  
一一、一六加三

ハ羅二・一七、二三  
第二・九(羅二・二  
〇、二四・二六)  
ニ羅九・二四、一〇  
一一、一五・九加  
八

八・四見よ  
加二・一六ト羅一〇・一二哥前  
二・八、西一・一四來  
口約壹二・二、四・一〇

ハ羅二・一七、二三  
第二・九(羅二・二  
〇、二四・二六)  
ニ羅九・二四、一〇  
一一、一五・九加  
八

八・四を見よ  
テ羅三・二二、四・一  
一一、一六加三

の毒あり、一四その口は詛と苦にて満つ。一五その足は血を流すに速し、一六破壊と艱難とその道にあり、一七彼らは平和の道を知らず。一八その眼前に神をおそる畏なし』とあるが如し。

一九それ律法の言ふところは律法の下にある者に語ると我らは知る、これは凡ての口ふさがり、神の審判に全世界の服せん爲なり。二〇律法の行爲によりては、一人だに神のまへに義とせられず、律法によりて罪は知らるなり。

二二然るに今や律法の外に神の義は顯れたり、これ律法と預言者とに由りて證せられ、二三イエス・キリストを信するに由りて凡て信する者に與へたまふ神の義なり。之には何等の差別あるなし。二四凡ての人、罪を犯したれば神の榮光を受くるに足らず、二五功なくして神の恩恵により、キリスト・イエスにある贖罪によりて義とせらるなり。二五即ち神は忍耐をもて過來しかたの罪を見遁し給ひしが、己の義を顯さんとて、キリストを立て、その血によりて信仰によれる宥の供物となし給へり。二六これ今おのれの義を顯して、自ら義たらん爲、またイエスを信する者を義とし給はん爲なり。二七然らば誇るところ何處にあるか、既に除かれたり、何の律法に由りてか、行為の律法か、然らず、信仰の律法に由りてなり。二八我らは思ふ、人の義とせらるるは、律法の行爲によらず、信仰に由るなり。二九神はただユダヤ人のみの神なるか、また異邦人の神ならずや、然り、また異邦人の神なり。三〇神は唯一にして割禮ある者を信仰によりて義とし、割禮なき者をも信仰によりて義とし給へばなり。三一然らば

我ら信仰をもて律法を空しくするか、決して然らず、反つて律法を堅うするなり。

第四章 然らば我らの先祖アブラハムは肉につきて何を得たりと言はんか。ニアブラハム若し行爲により

一 然らば我らの先祖アブラハムは肉につきて何を得たりと言はんか。ニアブラハム若し行爲により  
 二 義とせられたんには誇るべき所あり、然れど神の前には有ることなし。ニ聖書に何と云へるか  
 三 「アブラハム神を信す、その信仰を義と認められたり」と。四それ働く者への報酬は恩恵といはず、負債と認め  
 四 らる。五されど働く事なくとも、敬虔ならぬ者を義としたまふ神を信する者は、その信仰を義と認めらるるなり。  
 五 六ダビデもまた行爲なくして神に義と認めらるる人の幸福につきて斯く云へり。曰く、セ「不法を免され、罪を  
 七 蔽はれたる者は幸福なるかな、ハ主が罪を認め給はぬ人は幸福なるかな」九然れば此の幸福はただ割禮ある者に  
 八 のみあるか、また割禮なき者にもあるか、我らは言ふ『アブラハムはその信仰を義と認められたり』と。一〇如何  
 九 なるとき義と認められたるか、割禮のちか、無割禮のときか、割禮の後ならず、無割禮の時なり。一一而して  
 一〇 無割禮のときの信仰によれる義の印として割禮の徽を受けたり、これ無割禮にして信する凡ての者の義と認めら  
 一一 れん爲に、その父となり、ニまた割禮のみに由らず、我らの父アブラハムの無割禮のときの信仰の跡をふむ割禮  
 一二 ある者の父とならん爲なり。一三アブラハム世界の世嗣たるべしとの約束を、アブラハムとその裔との與へられし  
 一三 は、律法に由らず、信仰の義に由れるなり。一四もし律法による者ども世嗣たらば、信仰は空しく約束は廢るなり。  
 一四 一五それ律法は怒を招く、律法なき所には罪を犯すことなし。一六この故に世嗣たることの恩恵に干らんために  
 一五 信仰に由るなり、是かの約束のアブラハムの凡ての裔、すなはち律法による裔のみならず、彼の信仰に效ふ裔

イ羅三・四を見よ	九二二 加三・六	ト詩三二・一・二	ヲ創一七・一〇・一	タ創一七・四一六、ニ	ツ羅七・七、一〇・一一	ラ羅四・一を見よ
ロ(太五・一七 羅四)	雅二・二三	チ哥後五・一九	ワ羅三・三二を見よ	二・二七・一八	五 哥前一五・五六	羅九・八、一五八
三・八・四	ホ羅一・一六	リ(羅三・二〇)	カ羅四・一七・一八	レ來七・六(羅九・八	加三・一〇	ナ羅三・二四を見よ
ハ(哥前一・三二)	ヘ羅三・二二(約六)	リ(羅四・三を見よ)	加三・一六	(羅一九・九)	ナ羅三・二〇を見よ	ナ羅三・二四を見よ
ニ創一五・六 羅四	二九	ル約三・三三を見よ	ヨ哥後二・二八	ソ加三・一八	ナ羅三・二四を見よ	

ム約五・二一  
ウ哥前一・二八  
井(察四)ヘ・二三・五  
ノ羅四・一、一八  
オ創一七・四五  
ク創一五・五

ヤ羅四・一一・一七  
マ創一七・一七  
ケ來一・一・二  
フ創一八・一  
コ大九・八を見よ  
エ創一八・一四  
來一・一九  
キ徒二・三四を見よ  
テ羅一四・五  
ア羅四・三を見よ  
サ羅一五・四  
メ羅五・六、八、八  
メ羅五・六、八、八  
三二(加二)・二〇  
モ哥前一五・一を見よ  
ロ太五・二二  
ト哥後一三・一三  
提後三・一六  
ミ哥前一五・一七  
セ來一〇・一九二〇  
後五・一五  
(羅五・  
第二二八、三・一  
ヘ路二二・一九を見よ  
徒二・三三、一〇  
四五多三・六  
(如  
シ羅三・二八を見よ  
ス羅五・一  
イ羅五・一  
三、九・一〇  
ヒ西一・二〇を見よ  
モ哥前一五・一を見よ  
ロ太五・二二  
ト哥後一三・一三  
提後三・一六  
ミ哥前一五・一七  
セ來一〇・一九二〇  
後五・一五  
(羅五・  
第二二八、三・一  
ヘ路二二・一九を見よ  
徒二・三三、一〇  
四五多三・六  
(如  
ニ微前三・一八  
一勝二・二二  
本(詩一・一九、二・二六  
リ(羅五・八、一〇  
羅九・三三  
ヘ撒前四・八を見よ  
ル羅四・二五  
一・二二  
一九、一〇、一〇・一  
三二(加二)・二〇  
モ哥前一五・一を見よ  
ロ太五・二二  
ト哥後一三・一三  
提後三・一六  
ミ哥前一五・一七  
セ來一〇・一九二〇  
後五・一五  
(羅五・  
第二二八、三・一  
ヘ路二二・一九を見よ  
徒二・三三、一〇  
四五多三・六  
(如  
ユ羅一〇・九  
彼前一  
一八  
シ羅三・二八を見よ  
ス羅五・一  
イ羅五・一  
三、九・一〇  
ヘ撒前四・八を見よ  
ル羅四・二五  
一・二二  
一九、一〇、一〇・一  
三二(加二)・二〇  
モ哥前一五・一を見よ  
ロ太五・二二  
ト哥後一三・一三  
提後三・一六  
ミ哥前一五・一七  
セ來一〇・一九二〇  
後五・一五  
(羅五・  
第二二八、三・一  
ヘ路二二・一九を見よ  
徒二・三三、一〇  
四五多三・六  
(如  
一七  
ニも堅うせられん爲なり。一七彼はその信じたる所の神、すなはち死人を活し、無きものを見るものの如く呼びたまふ神の前にて我等すべての者の父たるなり。錄して『われ汝を立てて多くの國人の父とせり』とあるが如し。  
一八彼は望むべくもあらぬ時になほ望みて信じたり、是なんちの裔は斯の如くなるべしと言ひ給ひしに隨ひて多くの國人の父とならん爲なりき。一九斯て凡そ百歳に及びて己が身の死にたるがごとき狀なると、サラの胎の死にたるが如きとを認むれども、その信仰よわらず、二〇不信をもて神の約束を疑はず、信仰により強くなりて神に榮光を歸し、二一その約し給へることを成し得給ふと確信せり。二二之に由りて其の信仰を義と認められたり。二三斯く「義と認められたり」と錄したるは、アブラハムの爲のみならず、また我らの爲なり。二四我らの主イエスを死人の中より甦へらせ給ひし者を信する我らも、その信仰を義と認められん。二五主は我らの罪のために付され、我らの義とせられん爲に甦へらせられ給へるなり。

第五章

斯く我ら信仰によりて義とせられたれば、我らの主イエス・キリストに頼り、神に對して平和を  
第五章 得たり。ニまた彼により信仰によりて今、立つところの恩恵に入ることを得、神の榮光を望みて喜  
ぶなり。三然のみならず患難をも喜ぶ、そは患難は忍耐を生じ、四忍耐は練達を生じ、練達は希望を生ずと知れ  
ばなり。五希望は恥を來らせず、我らに賜ひたる聖靈によりて神の愛、われらの心に注げばなり。六我等のなほ  
弱かりし時、キリスト定りたる日に及びて敬虔ならぬ者のために死に給へり。七それ義人のために死ぬるもの殆  
ど

八 どなし、仁者のために死ぬことを厭はぬ者もやらん。へ然れど我等がなほ罪人たりし時、キリスト我等の  
九 ために死に給ひしに由りて、神は我らに對する愛をあらはし給へり。九斯く今その血に頼りて我ら義とせられた  
一〇 らんには、況て彼によりて怒より救はれざらんや。一〇我等もし敵たりしひき御子の死に頼りて神と和ぐことを得  
一 たらんには、況て和きて後その生命によりて救はれざらんや。二 然のみならず今われらに和睦を得させ給へる我  
二 らの主イエス・キリストに頼りて神を喜ぶなり。

三 二 それ一人の人によりて罪は世に入り、また罪によりて死は世に入り、凡ての人、罪を犯しし故に死は凡て  
四 の人に及べり。三 律法のきたる前にも罪は世にありき、然れど律法なくば罪は認めらるること無し。四 然るにア  
ダムよりモーセに至るまで、アダムの咎と等しき罪を犯さぬ者の上にも死は王たりき。アダムは來らんとする者  
五 の型なり。五 然れど恩恵の賜物は、かの咎の如きにあらず、一人の咎によりて多くの人の死にたらんには、況て  
六 神の恩恵と一人の人イエス・キリストによる恩恵の賜物とは、多くの人に溢れざらんや。六 又この賜物は罪を犯し  
七 し一人より來れるものの如きにあらず、審判は一人よりして罪を定むるに至りしが、恩恵の賜物は多くの咎より  
八 して義とするに至るなり。七 もし一人の咎のために一人によりて死は王となりたらんには、況て恩恵と義の賜物  
九 とを豊かに受くる者は一人のイエス・キリストにより生命に在りて王たらざらんや。八 されば一つの咎により  
一〇 罪を定むることの凡ての人及びしごとく、一つの正しき行爲によりて義とせられ、生命を得るに至ることも

イ羅五・六	二八	二五 約壹二・二	二一・二二 (羅五・ヨ何六・七)	一八	井羅四・二五
ロ羅三・五を見よ	ヘ羅一一・二八 (哥後	ヘ羅五・三を見よ	二五 約壹二・二	二五 約壹二・二	二五 約壹二・二
ハ羅八・三九 約三	五・二八、一九 弟二	ヌ羅五・一〇、一一	タ羅六・二三 諸前	ナ (哥前一一・三三)	ナ (哥前一一・三三)
一六を見よ 約一五	三・西一・二、二	一五 哥後五・一八	五・九六 雅一・二五	ラ羅五・一二、一七	ラ羅五・一二を見よ
・二三	二	一五 哥後五・一八	ソ羅五・一九 (羅五・ム) (提後二・二二 默二)	一八	二・五
ニ (羅三・二五)	一九	ワ羅五・一四、一七、二	ツ徒一五・二二	一九	一九
ホ撒前一・一〇 (羅一	ト哥後五・二〇	ル創二・一七、三・六、	ツ徒一五・一七、二	一九	一九
チ (羅八・三四	一	一五・二二	一八	一九	一九
來七・	一九	一五・二二	一九	一九	一九
一九	哥前一五・カ羅四・一五を見よ	ネ羅五・一九 (羅五・	一九	一九	一九
ホ撒前一・一〇 (羅一	チ (羅八・三四	一九	一九	一九	一九

ノ羅五・一五 (羅五・マ羅三・二〇を見よ) エ羅六・二三を見よ ユ羅六・一一、七・四、ミ太二八・一九を見よ  
 一八 加三・一九  
 オ羅五・一二、一・ケ (約一・二六 羅六・ア (羅五・二〇)  
 三三 一 提前一・一四) サ羅六・一五 (羅三・彼前二・二四  
 ク (腓二・八) フ (羅五・一二) 一四) 八  
 ヤ羅五・一五 (羅五・コ約一・一七を見よ) キ路二〇・一六を見よ  
 一八 羅六・二三  
 羅六・一五  
 羅六・一九・五 加三  
 二七  
 モ (羅七・六 哥後五・ス 西二・一三) 三・一  
 ニ彼前四・一  
 本提後二・二 (羅六  
 一七 加六・一五  
 イ第四・二二 西三・九  
 六 加二・一九  
 西  
 テ (羅三・五)  
 二二〇・三・三  
 エ (約一・一四〇 哥後  
 三・一〇)  
 一三・四  
 ド徒二・二四を見よ  
 ト徒二・二四  
 一〇・一  
 一一  
 セ 哥後四・二一 腓三  
 ハ (羅七・二四 西二  
 羅六・四  
 チ默一・一八  
 リ來七・二七  
 ヌ羅六・二を見よ

一九 凡ての人に及べり。一九それは一人の不従順によりて多くの人の罪人とせられし如く、一人の従順によりて多くの人、義人とせらるるなり。二〇律法の來りしは咎の増さんためなり。然れど罪の増すところには恩恵も彌増せり。  
 ニ二これ罪の死によりて王たりし如く、恩恵も義によりて王となり、我らの主イエス・キリストに由りて永遠の生命に至らん爲なり。

一 されば何をか言はん、恩恵の増さんために罪のうちに止るべきか、ニ決して然らず、罪に就きて死にたる我らは、その死に合ふバブテスマを受けしを。四我らはバブテスマによりて彼とともに葬られ、その死に合せられたり。これキリスト父の榮光によりて死人の中より甦へらせられ給ひしことく、我らも新しき生命に歩まんためなり。五我らキリストに接がれて、その死の状にひとしくば、その復活にも等しかるべし。六我らは知る、われらの舊き人、キリストと共に十字架につけられたるは、罪の體ほろびて、此ののち罪に事へざらん爲なるを。七そは死にし者は罪より脱るるなり。八我等もしキリストと共に死にしならば、また彼とともに活きんことを信す。九キリスト死人の中より甦へりて復死に給はず、死もまた彼に主とならぬを我ら知ればなり。一〇その死に給へるは罪につきて一たび死に給へるにて、その活き給へるは神につきて活き給へるなり。一一斯のごとく汝らも己を罪につきては死にたるもの、神につきては、キリスト・イエスに在りて活きたる者と思

ふべし。

二二 然れば罪を汝らの死ぬべき體に王たらしめて其の慾に従ふことなく、二三汝らの肢體を罪に獻げて不義の器となさず、反つて死人の中より活き返りたる者のごとく己を神にささげ、その肢體を義の器として神に獻げよ。

二四 汝らは律法の下にあらずして恩恵の下にあれば、罪は汝らに主となる事なきなり。

二五 然らば如何に、我らは律法の下にあらず、恩恵の下にあるが故に罪を犯すべきか、決して然らず。二六 なんちら知らぬか、己を獻げ僕となりて、誰に従ふとも其の僕たることを。或は罪の僕となりて死に至り、或は従順の僕となりて義にいたる。二七 然れど神に感謝す、汝等はもと罪の僕なりしが、傳へられし教の範に心より従ひ、二八罪より解放されて義の僕となりたり。二九斯く人の事をかりて言ふは、汝らの肉よわき故なり。なんぢら舊その肢體をささげ、穢と不法との僕となりて不法に到りしごとく、今その肢體をささげ、義の僕となりて潔に到れ。二〇なんぢら罪の僕たりしきは義に對して自由なりき。二一その時に今は恥とする所の事によりて何の實を得しか、これらの事の極は死なり。二二然れど今は罪より解放されて神の僕となりたれば、潔にいたる實を得たり、二三その極は永遠の生命なり。二四それ罪の拂ふ價は死なり、然れど神の賜物は我らの主キリスト・イエスにありて受くる永遠の生命なり。

一 第七章  
一 兄弟よ、なんぢら知らぬか（われ律法を知る者に語る）律法は人の生ける間のみ、之に主たるな

イ羅六・一四	四六 加四・二二	六、六・二、三、九、カ羅一・五、一六・一	二 約八・三二	ラ 彼前一・九	二・一六	マ羅一・一三を見よ
ロ羅六・一六・一九、	ヘ羅五・一七・二一	一五・一六・一九、九 彼前一・二、一	ム羅一・三二、五・一	ノ來一二・一四	ケ羅六・一六を見よ	
七・五（西三・五）	ト羅八・二、二二	ソ羅三・五を見よ	二、六・二六、二三、	羅七・四		
ハ羅一二・一哥後五、チ羅六・一	九・二三・二四	ツ羅六・一三を見よ	八・六・一三 加六、	オ彼前一・九		
一五（彼前二・二四）	ル約八・三四（彼後二	ヨ（羅一・八）哥後二	八	ク羅六・二を見よ		
ニ（哥後一〇・四）	二九	・一四を見よ	八	ヤ羅五・二・一 太二五		
ホ加五・一八（羅七・	ヌ羅七・一、一一・二	タ（提後一・一三）	ナ羅七・五（耶一二・	ウ羅六・一八		
哥前三・一六・五、ワ羅六・二、一三	ヲ羅六・一〇		井哥前七・二二	彼前	・四六を見よ	
レ羅六・二三（羅八・	レ羅六・二三					

フ 哥前七・三九 サ 罗八・八、九 シ 罗二・二九を見よ 五 出二〇・一七 申五 五 罗三・二二 八  
 コ 罗七・六 (哥後一〇・三) 哥後三・六 二一  
 ニ 四一・二三 キ 罗七・七、八 エ 罗六・四を見よ 一 罗七・一 一 加三。 ハ 罗七・八 罗三・ス 罗六・二を見よ 二〇を見よ ロ 罗七・一 一  
 テ 加二・一九、五・一 キ 罗六・一三、二一、二 ヒ 罗三・五を見よ 二〇を見よ ハ 罗七・一 一  
 ハ (羅八・二) 三 路二〇・一六を見よ 二〇を見よ ロ 罗七・一 一  
 ア 罗六・二を見よ メ 罗七・四を見よ 二〇を見よ ハ 哥前一五・五六  
 經七・六 ミ 罗七・二 二〇を見よ ロ 罗三・九を見よ ハ 哥前一五・五六  
 ハ 利一八・五 罗一〇 ナ (羅七・一六 提前一 ラ 罗三・九を見よ  
 ワ 王上三一・二〇・二  
 ハ  
 三二  
 り。ニ 夫ある婦は律法によりて夫の生ける中は之に縛らる。然れど夫死なば夫の律法より解かるるなり。三然  
 れば夫の生ける中に他の人に適かば淫婦と稱へられるれど、夫死なば、その律法より解放さるる故に他の人に適く  
 とも淫婦とはならぬなり。四 わが兄弟よ、斯のごとく汝等もキリストの體により律法に就きて死にたり。これ他  
 のもの、即ち死人の中より甦へらせられ給ひし者に適き、神のために實を結ばん爲なり。五 われら肉に在りしと  
 六 七  
 き、律法に由れる罪の情は我らの肢體のうちに働き、死のために實を結ばん爲なり。五 われら肉に在りしと  
 きて我等いま死にて律法より解かれたれば、儀文の舊きによらず、靈の新しきに従ひて事ふことを得るなり。  
 八 七  
 然らば何をか言はん、律法は罪なるか、決して然らず、律法に由らでは、われ罪を知らず、律法に貪る  
 九 七  
 勿れ』と言はずば、慳貪を知らざりき。然れど罪は機に乗じ誠命によりて各様の慳貪を我がうちに起せり、  
 律法なくば罪は死にたるものなり。九 われ曾て律法なくして生きたれど、誠命きたりし時に罪は生き、我は死に  
 たり。一〇 而して我は生命にいたるべき誠命の反つて死に到らしむるを見出せり。ニ これ罪は機に乗じ誠命により  
 て我を欺き、かつ之によりて我を殺せり。ニ それ律法は聖なり、誠命もまた聖にして正しく、かつ善なり。三然  
 れば善なるもの我に死となりたるか。決して然らず、罪は罪たることの現れんために善なる者によりて我が内に  
 死を來らせたるなり。これ誠命によりて罪の甚だしき惡とならん爲なり。一四 われら律法は靈なるものと知る、さ  
 れど我は肉なる者にて罪の下に賣られたり。一五 わが行ふことは我しらず、我が欲する所は之をなさず、反つて我

が憎むところは之を爲すなり。一六 わが欲せぬ所を爲すときは律法の善なるを認む。一七 然れば之を行ふは我にあらず、我が中に宿る罪なり。一八 我はわが中、すなはち我が肉のうちに善の宿らぬを知る、善を欲すること我にあれど、之を行ふ事なければなり。一九 わが欲する所の善は之を行ふは我にあらず、我が中に宿る罪なり。二〇 然れば善をなさんと欲する我に惡もし欲せぬ所の事をなさば、之を行ふは我にあらず、我が中に宿る罪なり。二一 然れば善をなさんと欲する我に悪ありとの法を、われ見出せり。二二 われ中なる人にては神の律法を悦べど、二三 わが肢體のうちに他の法ありて我が心の法と戰ひ、我を肢體の中にある罪の法の下に虜とするを見る。二四 嘘われ懲める人なるかな、此の死の體より我を救はん者は誰ぞ。二五 我らの主イエス・キリストに頼りて神に感謝す、然れば我みづから心にては神の律法につかへ、肉にては罪の法に事ふるなり。

二 この故に今やキリスト・イエスに在る者は罪に定めらることなし。二 キリスト・イエスに在る生命の御靈の法は、なんぞを罪と死との法より解放したればなり。三 肉によりて弱くなれる律法の成し能はぬ所を神は成し給へり、即ち己の子を罪ある肉の形にて罪のために遣し、肉に於て罪を定めたまへり。四 これ肉に従はず、靈に従ひて歩む我らの中に律法の義の完うせられん爲なり。五 肉にしたがふ者は肉の事をおもひ、靈にしたがふ者は靈の事をおもひ。六 肉の念は死なり、靈の念は生命なり、平安なり。七 肉の念は神に逆ふ、それは神の律法に服はず、否したがふこと能はず、八 また肉に居る者は神を悦ばすこと能はざるなり。九 然

イ 提前一・八 (羅七・一 (羅七・二三・二五、リ羅七・二五 一二) ロ 羅七・二〇 (羅七・二二、ト哥後四・一六 弟三 ヘ (約三・六 羅七・二 二六 彼前三・四 五・八・三 チ (羅六・一九 加五、一 一七 罗四・一 俄 ワ羅六・一七 ホ 羅七・一七 哥前一 タ羅六・三四	八・二) フ羅七・二五、ハ・二 ヌ羅七・二五、ハ・二 カ羅七・二三を見よ ソ羅六・一四、一八、ナ腓二・七 七・四 (約ヘ・三二、四、一七、四・一五 九、一六・三 哥前 一・三〇 加三・二六 ツ來七・一八 (羅七・ラ哥後五・二 一八、一九 ム加五・一六・二五 を見よ オ加六・八 ノ加五・二二・一五 オ加六・八 (西二・一八)	五・五七 レ哥前一五・四五 〇・一 ヨ羅八・二、一一、三 ル (羅六・六 西二・一 三六) 一・三〇 加三・二六 ツ來七・一八 (羅七・ラ哥後五・二 一八、一九 ム加五・一六・二五 (西二・一八)
		雅羅八・一三 マ羅七・五を見よ

ケ約一四・一七 罪八 コ加二・二〇 勿三・キ加五・一八  
・二一 哥前三・一 一七 西一・二七 ユ何一・一〇 太五・九  
六、六・一九 哥後 (約一七・二三)  
六・一六 提後一・エ徒二・二四を見よ  
一四 離六・四  
フ約一四・一七 加四 チ約五・二一  
六・六 胜一・二九彼 ア羅八・六  
前一・一 サ西三・五

ノ提後一・七 (來二) •三一  
モ加三・二九、四・七  
ス西三・四 多二・一三  
三 約壹三・二  
彼前一・五 (羅八・一八)  
一六、二九、二二、二三  
一六・二九、二二、二三  
九八、二六 提後六  
•一八 加三・二六、六  
四・五、六 約壹三・エ羅八・一四を見よ  
一、二 默二・一七 ヒ約壹五・一〇 (徒五  
一四 默二・一七)  
セ哥後一・五、七勝  
三・一〇 提後二・ハ羅八・一四を見よ  
一二 彼前四・二三 ニ哥前一・七、八 西三  
一・二  
ヘ剣三・一七一・九  
ト劍三・一七、五・二  
九

れど神の御靈なんぢらの中に宿り給はば、汝らは肉に居らで靈に居らん、キリストの御靈なき者はキリストに屬

する者にあらず。一〇若しキリスト汝らに在さば體は罪によりて死にたる者なれど靈は義によりて生命に在らん。

一一若しイエスを死人の中より甦へらせ給ひし者の御靈なんぢらの中に宿り給はば、キリスト・イエスを死人の中より甦へらせ給ひし者は、汝らの中に宿りたまふ御靈によりて汝らの死ぬべき體をも活し給はん。

一二されば兄弟よ、われらは負債あれど、肉に負ふ者ならねば、肉に從ひて活くべきにあらず。一三汝等もし肉に從ひて活きなば、死なん。もし靈によりて體の行爲を殺さば活くべし。一四すべて神の御靈に導かるる者は、これ神の子なり。一五汝らは再び懼を懷くために僕たる靈を受けしにあらず、子とせられたる者の靈を受けたり、之によりて我らはアバ父と呼ぶなり。一六御靈みづから我らの靈とともに我らが神の子たることを證す。一七もし子たらば世嗣たらん、神の嗣子にしてキリストと共に世嗣たるなり。これはキリストとともに榮光を受けん爲に、その苦難をも共に受くるに因る。

一八われ思ふに、今の時の苦難は、われらの上に顯れんとする榮光にくらぶるに足らず。一九それ造られたる者は切に慕ひて神の子たちの現れんことを待つ。二〇造られたるもの虚無に服せしは、己が願によるにあらず、服せしめ給ひし者によるなり。二一然れどなほ造られたる者にも滅亡の僕たる狀より解かれて、神の子たちの光榮の自由に入る望は存れり。二二我らは知る、すべて造られたるもの今に至るまで共に嘆き、ともに苦しむことを。

三三 然のみならず、御靈の初の實をもつ我らも自ら心のうちに嘆きて子とせられんこと、即ちおのが體の贖はれんことを待つなり。三四 我らは望によりて救はれたり、眼に見ゆる望は望にあらず、人その見るところを争でなほ望まんや。三五 我等もし其の見ぬところを望まば、忍耐をもて之を待たん。

三六 斯のごとく御靈も我らの弱を助けたまふ。我らは如何に祈るべきかを知らざれども、御靈みづから言ひ難き歎をもて執成し給ふ。三七 また人の心を極めたまふ者は御靈の念をも知りたまふ。御靈は神の御意に適ひて聖徒のために執成し給へばなり。三八 神を愛する者、すなはち御旨によりて召されたる者の爲には、凡てのこと相働き益となるを我らは知る。三九 神は預じめ知りたまふ者を御子の像に象らせんと預じめ定め給へり。これ多くの兄弟のうちに、御子を嫡子たらせんが爲なり。三〇 又その預じめ定めたる者を召し、召したる者を義とし、義としたる者には光榮を得させ給ふ。

三一 然れば此等の事につきて何をか言はん、神もし我らの味方ならば、誰か我らに敵せんや。三二 己の御子を惜まずして我ら衆のために付し給ひし者は、などか之にそへて萬物を我らに賜はざらんや。三三 誰か神の選び給へる者を訴へん、神は之を義とし給ふ。三四 誰か之を罪に定めん、死にて甦へり給ひしキリスト・イエスは神の右に在して、我等をキリストの愛より離れしむる者は誰ぞ、患難か、苦難か、迫害か、

イ羅五・三を見よ	ヨ羅五・三	ロ哥後一・二二(羅八)	一八 来一一・二	四 獅二・二三及び	一一・二九を見よ	五、一	ウ 約三・一六を見よ	コ 来七・二五(來九)	サ詩四四・二二
ロ哥後一・二二(羅八)	チ羅一・五・四	撒前一	徒一・二四を見よ	ヨ羅八・三二	(羅九・二三)	ウ 約五・八	井羅四・二五を見よ	二四 約壹二・二	キ徒二〇・二四(哥前
(二六)	チ羅一・五・四	撒前一	徒一・二四を見よ	タ羅一・一・二	彼前一	タ西一・二八來一・六	ノ哥前三・二一	エ(羅八・三七一三九)	四・九、一五・三〇、
ハ哥後五・二・四	リ(太二〇・二二)	哥後	ヲ(羅八・六)	二、二〇(哥前八)	ノ哥前六・一	ワ羅八・三四	テ羅二・九	哥後四・八	三一(哥後一・九、
ホ羅七・二四	一・二・八	カ羅八・三〇、	三 提後一・九	ナ約一七・二二	九・二	四哥前一・九、二四	ア哥前四・一一	哥後	四・一〇、一一、六、
ホ羅八・一九・二五加	又羅八・一五、一六	九・二	レ哥前一五・四九	四・九、一	二、一	二、一	四・九、一	一・二六、	九、一一・二三
五・五	(約一四・一六 弟六)	加一・六、一五、五	后三・一八	ナ約一七・二二	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	四・一〇、一一、六、
ヘ多三・七	(被前五、一八)	八	耶羅八・一	哥前二・七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	ル詩一・三九、一・二一路	八	ク賽五〇八	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	四・一〇、一一、六、
ト哥後五・七(哥後四	來九・一五	撒前二	ヤ羅八・一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	マ羅五・六、七	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	四・一〇、一一、六、
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	ラ羅七・七を見よ	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	フ可一六・一九を見よ	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	フ可一六・一九を見よ	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一六・一五	撒前二	ム詩一・一八・六	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	九、三・九及び羅	ソ哥前二・七	第一	二七	九・二三	九・二三	ア哥前四・一一	哥後	九、一一・二三
ト哥後五・七(哥後四	一								

ミ哥前三・二二  
 シ哥前一五・二四 弗セ羅一・九を見よ  
 一・二一 彼前三・ス羅一・一・一四 弗六 二出四・三三 (羅八)  
 二二 工哥前三・二三  
 ヒ羅五・八を見よ  
 モ好後一一・一〇 加ロ(出三三・三二) (來九・五)

一・一〇 提前二・七 ハ哥後一・二三  
 ヘ羅一七・二 申二九 リ徒二・三九を見よ  
 (羅九・六) (羅九・六)  
 二四 路一・七二 徒三・三二 弗二  
 (羅八) (羅八)  
 徒三・三五 弗二。  
 ヌ羅一・一・二八 徒三  
 ヨ(民三三・二九)  
 タ羅二・二八、二九加ツ羅八・一四を見よ  
 六・一六 (約一・四 ネ羅四・一三、一六加  
 ル太一・一一六 罗  
 一・三  
 チ來九・一、六、九  
 七) (西一・一六一〇  
 三・二九、四・二八  
 を見よ)

三六 餓か、裸か、危険か、剣か。三六 錄して「汝のために我らは、終日、殺されて屠らるべき羊の如きものと爲られた  
 三七 り」とあるが如し。三七 然れど凡てこれらの事の中にありても、我らを愛したまふ者に賴り、勝ち得て餘あり。  
 三八 三八 われ確く信す、死も生命も、御使も、權威ある者も、今ある者も後あらん者も、力ある者も、三九 高きも深きも、  
 此の他の造られたるものも、我らの主キリスト・イエスにある神の愛より、我らを離れしむるを得ざることを。

第九章 一 我キリストに在りて眞をいひ虚偽を言はず、ニ我に大なる憂あることと心に絶えざる痛あること  
 二 とを我が良心も聖靈によりて證す。ヨもし我が兄弟わが骨肉の爲にならんには、我みづから詛はれ  
 三 てキリストに棄てらるるも亦ねがふ所なり。四 彼等はイスラエル人にして、彼らには神の子とせられたること  
 四 と、榮光と、もろもろの契約と、授けられたる律法と、禮拜と、もろもろの約束とあり。五 先祖たちも彼等のも  
 のなり、内によれば、キリストも彼等より出で給ひたり。キリストは萬物の上にあり、永遠に讀むべき神なり、  
 五 アーメン。六 それ神の言は廢りたるに非ず、イスラエルより出づる者はみなイスラエルなるに非ず、セまた彼等は  
 六 アブラハムの裔なればとて皆その子たるに非ず『イサクより出づる者は、なんちの裔と稱へらるべし』とあり。  
 七 八 即ち肉の子らは神の子らにあらず、ただ約束の子等のみ其の裔と認めらるるなり。九 約束の御言は是なり、  
 九 一人によりて孕りたる時、ニその子いまだ生れず、善も惡もなさぬ間に神の選の御旨は動かず、ニ行爲によらで

召す者によらん爲に『兄は次弟に事ふべし』と、レベカに宣給へり。『われヤコブを愛しエサウを憎めり』と錄されたる如し。

「然らば何をか言はん、神には不義あるか、決して然らず。」モーセに言ひ給ふ『われ憐まんとする者をあはれみ、慈悲を施さんとする者に慈悲を施すべし』と。『然れば欲する者にも由らず、走る者にも由らず、たゞ憐みたまふ神に由るなり。』パロにつきて聖書に言ひ給ふ『わが汝を起したるは此の爲なり、即ち我が能力を汝によりて顯し、且わが名の全世界に傳へられん爲なり』と。『されば神はその憐まんと欲する者を憐み、その頑固にせんと欲する者を頑固にし給ふなり。

『然らば汝あるひは我に言はん『神なんぞなほ人を咎め給ふか、誰かその御定に悖る者あらん』』。ああ人よ、なんち誰なれば神に言ひ逆ふか、造られしもの、造りたる者に對ひて『なんぢ何ぞ我を斯く造りし』と言ふべきか。『陶工は同じ土塊をもて此を貴きに用ふる器とし、彼を賤しきに用ふる器とするの權なからんや。』もし神、怒をあらはし權力を示さんと思しつつも、なほ大なる寛容をもて、滅亡に備れる怒の器を忍び、『また光榮のために預じめ備へ給ひし憐憫の器に對ひて、その榮光の富を示さんと爲給ひしならば如何に。』この憐憫の器は我等にしてユダヤ人の中より而已ならず、異邦人の中よりも召し給ひしものなり。『ホゼヤの書に『我わが民たらざる者を我が民と呼び、愛せられざる者を愛せらるる者と呼ばん、』「なんぢら我が民にあらず」と言ひし處

イ側二五・二三	ヘ出三三・一九	O、一四・四、一七	一八・六（提後二・ネ羅八・二九、三〇、一〇）
口馬一・二、三	ト加二・二を見よ	申二・三〇書一一	二〇、羅九・二二、ナ（徒九・一五）
ハ羅三・五を見よ	チ弗二・八	二〇、約一二・四〇	二・四を見よ
ニ代下一九・七（羅二・二）	リ出九・一六	二二、但四・三五	ラ第三・一六及び羅
・二二	（羅一・一・七、二・五）	カ羅二・一を見よ	二・四を見よ
ホ路二・一六を見よ	ヌ田四・二一、七・三、ル羅二・一・九	ヨ伯三三・一三	ム羅三・二九を見よ
ホ路六・一五	（哥前一五・三五雅	タ賽二九・一六、四五	ソ羅二・四を見よ
O、二七、一・一・一	・九、六四・八耶	ツ（穀一六・四彼前二	ウ羅八・二八を見よ
	八	井何二・二三（彼前二	

オ太一六・一六を見よ  
ヤ創二三・一七 何一  
マ羅一・一五  
ケ賽一・九 雅五・四  
フ申二九・二三 賽一

三・二九 耶四九・  
一八、五〇・四〇  
一〇・一〇・二〇  
二・三、二一及  
コ羅九・一四  
一六、三・二四 胜ア(加五・四)  
三・九 来一一・七 サ彼前一・七、八

三・二九 耶四九・  
一八、五〇・四〇  
一〇・一〇・二〇  
二・三、二一及  
コ羅九・三〇  
メ(羅五・五)  
ミ徒二一・二〇を見よ  
シ羅一・一七を見よ  
エ賽五一・一 罗九・

三・二九 耶四九・  
一八、五〇・四〇  
一〇・一〇・二〇  
二・三、二一及  
コ羅九・三〇  
セ利一八・五 加三・  
エ賽五一・一 罗九・

三・二九 耶四九・  
一八、五〇・四〇  
一〇・一〇・二〇  
二・三、二一及  
コ羅九・三〇  
イ羅九・三〇を見よ  
ロ申三〇・一二  
ハ路八・三一を見よ  
ニ來一三・二〇

三・二九 耶四九・  
一八、五〇・四〇  
一〇・一〇・二〇  
二・三、二一及  
コ羅九・三〇  
モ羅三二二を見よ  
セ利一八・五 加三・  
エ賽五一・一 罗九・

三・二九 耶四九・  
一八、五〇・四〇  
一〇・一〇・二〇  
二・三、二一及  
コ羅九・三〇  
ヘ太一〇・三三 路一  
二・八 胜二・一  
羅一四・九 哥前  
一一・三

二七 にて、彼らは活ける神の子と呼ぶべし』と宣給へる如し。二五 イザヤもイスラエルに就きて叫べり『イスラエル  
二八 の子孫の數は海の砂のごとくなりとも救はるるは、ただ殘の者のみならん。二九 主、地の上に御言を成し了へ、こ  
れを遂げ、これを速かに爲給はん』二九また『萬軍の主、われらに裔を遺し給はずば、我等ソドムの如くになり、  
三〇 ゴモラと等しかりしならん』とイザヤの預言せしが如し。三〇然らば何をか言はん、義を追求めざりし異邦人は義  
を得たり、即ち信仰による義なり。三一イスラエルは義の律法を追求めたれど、その律法に到らざりき。三二何の故  
か、かれらは信仰によらず、行爲によりて追求めたる故なり。彼らは躡く石に躡きたり。三三錄して『視よ、われ  
躡く石、礙ぐる岩をシオンに置く、之に依頼む者は辱しめられじ』とあるが如し。

二 二  
二三 第一〇章  
二四 熱心なることを證す、されど其の熱心は知識によらざるなり。二五それは神の義を知らず、己の義を  
二五 立てんとして、神の義に服はさればなり。二六キリストは凡て信する者の義とせられん爲に律法の終となり給へり。  
二七『なんぢ心に「誰か天に昇らん」と言ふなけれ』と。二八これキリストを引下さんとするなり。二九さらば何と言ふか『御言は、  
二九 所に下らん』と言ふなけれ』と。是キリストを死人の中より引上げんとするなり。二九即ち、なんぢ口にて  
九 なんぢに近し、なんぢの口にあり、汝の心にあり』と。これ我らが宣ぶる信仰の言なり。九即ち、なんぢ口にて

一 イエスを主と言ひあらはし、心にて神の之を死人の中より甦へらせ給ひしことを信ぜば、救はるべし。一。それ人は心に信じて義とせられ、口に言ひあらはして救はるなり。二 聖書にいふ『すべて彼を信する者は辱しめられじ』と。ニ ユダヤ人とギリシャ人との區別なし、同一の主は萬民の主にましまして、凡て呼び求むる者に對して豊なり。三 すべて主の御名を呼び求むる者は救はるべし』とあればなり。四 然れど未だ信せぬ者を争で呼び求むることをせん、未だ聽かぬ者を争で信することをせん、宣傳する者なくば争で聽くことをせん。五 遣されすば争で宣傳ふることを爲ん『ああ美しきかな、善き事を告ぐる者の足よ』と錄されたる如し。

六 然れど、みな福音に従ひしにはあらず、イザヤいふ『主よ、われらに聞きたる言を誰か信ぜし』七 斯く信仰は聞くにより、聞くはキリストの言による。八 されど我いふ、彼ら聞えざりしか、然らず『その聲は全地にゆきわたり、其の言は世界の極にまで及ベり』九 我また言ふ、イスラエルは知らざりしか、先づモーセ言ふ『われ民ならぬ者をもて汝らに嫉を起させ、愚なる民をもて汝らを怒らせん』十 またイザヤ憚らすして言ふ『我を求める者に、われ見出され、我を尋ねざる者に我あらはれたり』十一 更にイスラエルに就きては『われ服はずして言ひさらふ民に終日手を伸べたり』と云へり。

一 然れば我いふ、神はその民を棄て給ひしか、決して然らず、我もイスラエル人にしてアブラハムの裔ベニヤミンの族の者なり。二 神はその預じめ知り給ひし民を棄て給ひしにあらず、汝らエリヤに就きて聖書に云へることを知らぬか、彼イスラエルを神に訴へて言ふ、三『主よ、彼らは汝の預言者たちを殺

イ羅一四・九を見よ	二四	ト徒一〇・三六を見よ	ヌ(徒八・三一)	カ賽五三・一 約一二 レ詩一九・四 西一 ネ賽六五・一 羅九	三一・三七、三三・
哥前一二・三脚二・ニ賽二八・一六 羅九	チ耳二・三二 徒二・ル賽五二・七	二一及び徒七・五九 テ(羅一・一五、一五・ヨ(加三・二、五)	六・三三 摺前一八 三〇	ウ路二〇・一六を見よ	二四・二六
一一(約壹四・一五)	三三	タ西三・二六 (弟五、ソ申三二・二一)	ナ賽六五・二	羅九・一四	三五
口徒二・二四を見よ	ホ羅三・二九を見よ	を見よ	井哥後一・二二 暫	ラ羅一一・一一	
ハ徒一六・三一 羅四	ヘ羅三・二三を見よ	リ弟二・一七、四・二一 ワ羅三・三	ム母前一二・二二 暫		

ノ羅ハニ九を見よ  
才詩九四・一四  
ク羅六・一六を見よ  
ヤ王上一九・一〇

マ玉上一九一八  
ケ羅九二七玉下  
九四

及び羅九・一八を是  
よ（第四・一八）

又羅九・三を見よ

提後一：九 多二。  
一一、三：五 雅五  
(羅五：一〇)

卷之三十七  
新四  
四三〇

及び羅九・一八を是  
よ（第四・一八）  
申二九・四 離二五  
二〇（太二三・  
三、一四）

キ路二〇・一六を見よ  
羅一一・一  
ユ徒二八・二八を見よ  
メ羅一〇・一九、一  
・一四  
ミ羅一一・二五を見よ  
シ徒九・一五を見よ

又羅九・三を見よ  
〔剝二十九・一四 母後  
一九・一二、一三〕  
ヒ羅一一・一一を見よ  
モ哥前一・二一、七・  
一六、九・二二 提  
前一・一五、二・四

提後一、九 多二。  
一一、三、五 雅五  
二〇

毛二〇・三七  
精四  
四三〇  
那一一・一六  
(約一五・三)  
(第二・二二一三)  
(約四・二二)

し、なんぢの祭壇を毀ち、我ひとり遺りたるに、亦わが生命をも求めんとするなり』と。『然るに御答は何と云へるか』『われバアルに膝を屈めぬ者、七千人を我がために遣し置けり』と。『斯のごとく今もなほ恩恵の選によりて遺れる者あり。六もし恩惠によるとせば、もはや行爲によるにあらず、然らずば恩恵は、もはや恩恵たらざるべし。七然らば如何に、イスラエルはその求むる所を得ず、選ばれたる者は之を得たり、その他の者は鈍くせられたり。八『神は今日に至るまで彼らに眠れる心、見えぬ目、聞えぬ耳を與へ給へり』と錄されたるが如し。九ダビテも亦いふ『かれらの食卓は縄となれ、網となれ、躰物となれ、報となれ、その眼は眩みて見えずなれ、常にその背を屈めしめ給へ』ニ然れば我いふ、彼らの躰きしは倒れんが爲なりや、決して然らず、反つて其の落度によりて救は異邦人に及へり、これイスラエルを勵さん爲なり。ニもし彼らの落度、世の富となり、その衰微、異邦人の富となりたらんには、況て彼らの數満つるに於てをや。

一三　「三 われ異邦人なる汝等にいふ、我は異邦人の使徒たるによりて己が職を重んす。一四 これ或は我が骨肉の者を  
一五 勵し、その中の幾許かを救はん爲なり。一五 もし彼らの棄てらること世の和平となりたらんには、其の受け納れ  
一六 らるるは、死人の中より活くると等しからずや。一六 もし初穂の粉潔くば、パンの團塊も潔く、樹の根潔くば、そ  
一七 の枝も潔からん。一七 若しオリブの幾許の枝きり落されて、野のオリブなる汝その中に接がれ、共にその樹の液汁  
一八 ある根に與らば、一八かの枝に對ひて誇るな、たとひ誇るとも汝は根を支へず、根は反つて汝を支ふるなり。一九な

二〇。んぢち或は言はん『枝の折られしは我が接がれん爲なり』と。實に然り、彼らは不信によりて折られ、汝は信仰によりて立てるなり、高ぶりたる思をもたず、反つて懼れよ。ニもし神、原樹の枝を惜み給はざりしならば、汝をも惜み給はじ。ニ神の仁慈と、その嚴肅とを見よ。嚴肅は倒れし者にあり、仁慈はその仁慈に止る汝にあり、若しその仁慈に止らずば、汝も切り取らるべし。ニ彼らも若し不信に止らずば、接がることあらん、神は再び彼らを接ぎ得給ふなり。四なんぢ生來の野のオリブより切り取りられ、その生來に悖りて善きオリブに接がれたらば、已がオリブに接がれざらんや。

二五 兄弟よ、われ汝らが自己を聴しとする事なからん爲に、この奥義を知らざるを欲せず、即ち幾許のイスラエルの鈍くなれるは、異邦人の入り來りて數滿つるに及ぶ時までなり。二六 斯してイスラエルは悉とく救はれん。二七 錄して「救ふ者シオンより出で來りて、ヤコブより不虔を取り除かん、二八 我その罪を除くときには彼らに立つる我  
が契約は是なり」とあるが如し。二九福音につきて云へば汝等のために彼らは敵とせられ、選につきて云へば、  
先祖たちの爲に彼らは愛せらるるなり。二九それ神の賜物と召とは變ることなし。三〇汝ら前には神に従はずりし  
が、今は彼らの不順によりて憐まれたる如く、三一彼らも汝らの受くる憐憫によりて憐めん爲に今は従はざるな  
り。三二神は凡ての人を憐まんために凡ての人を不順の中に取籠め給ひたり。三三ああ神の智慧と知識との富は深い  
かな、その審判は測り難く、その途は尋ね難し。三四かれか主の心を知りし、誰かその議士となりし。三五かれか先

イ哥後一・二四	(羅五)	六・一四	・三十五・九	默一・カ賽ニ七・九	(來ハ)	勝三・一四	撒後一	び羅三・九を見よ
二哥前一〇・一二	ヘ(約一五・二)	二〇・太一三・一	一〇・一一	彼前一・一七	ト哥後三・一六	二〇・太一三・一	提後一・九	ネ西二・三
口羅二・三・一六	提	ト哥後三・一六	二	チ羅一・一三を見よ	ル羅一一・七を見よ	ヨ羅五・一〇	二	弟三・一
前六・一七		ト哥後三・一六	二	チ羅一・一三を見よ	ル羅一一・七を見よ	ヨ羅五・一〇	二	二
ハ彼前一・一七		ト哥後三・一六	二	リ羅二・二・一六	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
ハ羅二・四を見よ		ト哥後三・一六	二	一〇及び羅八・二八	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
ホ哥前一五・二		ト哥後三・一六	二	一・二四を見よ	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
來三・二		ト哥後三・一六	二	七・八、一〇・一五	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
二		ト哥後三・一六	二	一・二四を見よ	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
レ哥前一・二六		ト哥後三・一六	二	ラ(伯五・九、一一・七、	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
第三		ト哥後三・一六	二	七・八、一〇・一五	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
ワ賽五九・二〇・二		ト哥後三・一六	二	一・二四を見よ	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
ツ加三・二二、二三及		ト哥後三・一六	二	七・八、一〇・一五	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二
ム賽四〇・二三、一四		ト哥後三・一六	二	一・二四を見よ	チ羅一・一・二	タ羅九・五を見よ	二	二

一されば兄弟よ、われ神のもろもろの慈悲によりて汝らに勧む、己が身を神の悦びたまふ潔き活け第一二章る供物として獻げよ、これ靈の祭なり。ニ又この世に效ふな、神の御意の善にして悦ぶべく、かつ全きことを辨へ知らんために心を更へて新にせよ。

三　われ與へられし恩恵によりて、汝等おののおのに告ぐ、思ふべき所を超えて自己を高しとすな。神のおのおのに分ち給ひし信仰の量にしたがひ慎みて思ふべし。四　人は一つ體におほくの肢あれども、凡ての肢その運用を同じうせぬ如く、五　我らも多くあれど、キリストに在りて一つ體にして各人たがひに肢たるなり。六　われらが有てる賜物はおののおの與へられし恩恵によりて異なる故に、或は預言あらば信仰の量にしたがひて預言をなし、或は務あらば務をなし、或は教をなす者は教をなし、或は勸をなす者は勸をなし、施す者はをしみなく施し、治むる者は心を盡して治め、憐憫をなす者は喜びて憐憫をなすべし。九　愛には虚偽あらざれ、惡はにくみ、善はしたしみ、一〇　兄弟の愛をもて互に愛しみ、禮儀をもて相譲り、一一勤めて怠らず、心を熱くし、主につかへ、一二望みて喜び、患難にたへ、祈を恒にし、一三聖徒の缺乏を賑し、旅人を懲ろに待せ。一四汝らを責むる者を祝し、

これを祝して詛ふな。喜ぶ者と共にころこび、泣く者と共になけ。相互に心を同じうし、高ぶりたる思をなさず、反つて卑きに附け。なんぢら己を聴しと爲な。惡をもて惡に報いす、凡ての人のまへに善からんことを圖り、一汝らの爲し得るかぎり力めて凡ての人と相和げ。愛する者よ、自ら復讐すな、ただ神の怒に任せまつれ。錄して『主いひ給ふ、復讐するは我にあり我これを報いん』とあり。もし汝の仇讐ゑなば之に食はせ、渴かば之に飲ませよ、なんぢ斯するは熱き火を彼の頭に積むなり』ニ惡に勝たることなく、善をもて惡に勝て。第一三章  
 一 凡ての人、上にある權威に服ふべし。そは神によらぬ權威なく、あらゆる權威は神によりて立てらる。ニこの故に權威にさからふ者は神の定に悖るなり、悖る者は自らその審判を招かん。三長たる者は善き業の懼にあらず、惡しき業の懼なり、なんぢ權威を懼れざらんとするか、善をなせ、然らば彼より譽を得ん。四かれは汝を益せんための神の役者なり、然れど惡をなさば懼れよ、彼は徒らに劍をおびず、神の役者にして惡をなす者に怒をもて報ゆるなり。五然れば服はざるべからず、啻に怒の爲のみならず、良心のためなり。六また之がために汝ら貢を納む、彼らは神の仕人にして此の職に勵むなり。七汝等その負債をおののおのに償へ、貢を受くべき者に貢ををさめ、稅を受くべき者に稅ををさめ、畏るべき者をおそれ、尊ぶべき者をたふとべ。八汝等たがひに愛を負ふのほか何をも人に負ふな。人を愛する者は、律法を全うするなり。九それ『姦淫する勿れ、殺すなかれ、盜むなかれ、貪るなかれ』と云へるこの他なほ誠命ありとも『おのれの如く隣を愛すべ

イ伯三〇・二五 来一	羅一二・三	ヘ哥後八・二一	ル來一〇・三〇 提後	カ徳二・四一を見よ	一四	雅二・八	ウ利一九・一八 太
三・三	二歳三・七 羅一一・ト(羅一・二五)		四・一四 (詩九四)	ヨ多三・一 彼前二・ツ太二二・二一を見よ	(太七・二二 約一三	九二九	
ロ羅一五・五 哥前一	二五	チ可九・五〇を見よ	一 撤前四・六	一三、一四	・三四		
一〇	哥後一三・ホ	撒前	羅一四・一九 来一	ヲ 簿二五・二一、二二	ム出二〇・一三一		
一一	勝二・二、四	五・一五 彼前三・九	二・二四	タ約一九・一一 (但二	五、一七 申五・一	井羅一三・八を見よ	
一二	彼前三・八	(微二四・二九 罗一	路六	・二二、四・一七 ナ太一七・二五を見よ	七一・一九、二一 太	ノ哥前七・二九、一〇	
ハ羅一	一・二〇を見よ	二・一九	レ彼前二・一四	ラ太二二・三九、四〇	一九・一八	羅五・八彼	
		ソ撒前四・六 彼前二	羅一三・一〇 加五		二一		

し」といふ言の中にみな籠るなり。一、愛は陰を害はず、この故に愛は律法の完全なり。

第一四章

第一四章 一 なんぢら信仰の弱き者を容れよ、その思ふところを詰るな。二 或人は凡ての物を食ふを可しと信す。三 食ふ者は食はぬ者を蔑すべからず、食はぬ者は食ふ者を審くべからず、神は彼を容れ給へばなり。四 なんぢ如何なる者なれば、他人の僕を審くか、彼が立つも倒るるも其の主人に由れり。彼は必ず立てられん、主は能く之を立たせ給ふべし。五 或人は此の日を彼の日に勝ると思ひ、或人は凡ての日を等しとおもふ、各人おのが心の中に確く定むべし。六 日を重んずる者は主のために之を重んず。食ふ者はも主のために食はず、かつ神に感謝すればなり。七 我等のうち己のために生ける者なく、己のために死ぬる者なし。ハわれら生くるも主のために生き、死ぬるも主のために死ぬ。然れば生くるも死ぬるも我らは主の有なり。九 それキリストの死にて復生き給ひしは、死にたる者と生ける者との主とならん爲なり。一〇 なんぢ何ぞその兄弟を審くか、汝なんぞ其の兄弟を蔑するか、我等はみな神

ニの審判の座の前に立つべし。ニ錄して『主いひ給ふ、我は生くるなり、凡ての膝は、わが前に屈み、凡ての舌は、神を讃稱へん』とあり。ニ我等おの神のまへに己の事を陳ぶべし。

三 一三然れば今より後、われら互に審くべからず、寧ろ兄弟のまへに妨礙または躡物を置かぬやうに心を決めよ。一四われ如何なる物も自ら潔からぬ事なきを主イエスに在りて知り、かつ確く信す。ただ潔からずと思ふ人にのみ潔からぬなり。一五もし食物によりて兄弟を憂ひしめば、汝は愛によりて歩まざるなり、キリストの代りて死に給ひし人を汝の食物によりて亡すな。一六汝らの善きことの譏られぬやうに爲よ。一七それ神の國は飲食にあらず、義と平和と聖靈によれる歡喜とに在るなり。一八斯してキリストに事ある者は神に悦ばれ、人々に善しと爲らるるなり。一九然れば我ら平和のことと互に徳を建つる事とを追求むべし。二〇なんち食物のために神の御業を毀つたるなり。二一他なんちの兄弟を躡かする事をせぬは善し。二二なんちの有てる信仰を己みづから神の前に保て。善しとする所には他なんちの兄弟を躡かする者には悪とならん。二三肉を食はず、葡萄酒を飲まず、そのつきて自ら咎なき者は幸福なり。ニ疑ひつつ食ふ者は罪せらる。これ信仰によらぬ事は罪なり。

第一五章 爲に、その益を圖りて、之を喜ばすべし。ニキリストだに己を喜ばせ給はざりき。錄して『なんち

イ羅二・一六を見よ （哥後五・一〇）	ヘ羅一四・三を見よ （ト哥前八・一三）	ル哥前八・一 （ヘ・一）	・一、一〇・二三、 一四・三・四・二六 （レ哥後五・九・八・二）	ナ（羅一四・一五） 多一・一五 （ム哥前八・九・一・二）	オ羅一四・一を見よ （ム・一） （ク羅一四・一九を見よ （ヤ哥前一〇・二四・三）	・四 （マ哥後八・九 ケ跡六九・九）
ロ羅四五・二三 ハ勝二・一〇 ニ勝二・一 ホ彼前四・五（太一二 ・三六、一六・二七）	ト哥前八・一三 （ヘ・一） チ羅一四・二・二・一〇 徒 ワ（哥前一〇・三〇 多 一・五を見よ （二・五） カ哥前八・八 ヨ加五・二二（羅一五 ツ羅一五・二 哥前八 ニ・一四	ラ羅一四・一四を見よ （哥後二・一九 弟 四・二九 撤前五・ 一・一・五） （ム・一） （ウ哥前八・一・三 （三・一） （ノ・一） （哥後一・三・九 勝二	（加六・二） （ケ跡六九・九）			

フ羅四・二三、二四 提 ア哥後一・三 西一・三 メ羅四・一六 哥後一 エ母後二二・五〇 諸 五、二二・二六 ハ羅一五・一九 哥前 一〇、一二・八  
後三・一六 二・四 撒前一・五 ヘ羅二二・三を見よ 一八・四九  
コ羅八・二五 キ羅一四・一を見よ ミ(羅三・二九) 一一・ヒ申三二・四三  
エ哥後一・三 ユ(太一五・二四) 三〇 イ約壹三・三(彼前一 二 弗五・九 撒後一・ト 徒九・一五を見よ  
テ羅一二・二六を見よ モ詩一一七・一 三)  
徒三・二六を見よ シ太九・九を見よ セ賽一一・一〇(默五 口(羅一四・一七) 一一  
水哥前一・五 一三 テ羅一二を見よ 羅ル勝三・三  
ス・キリストの父なる神を崇めん爲なり。

一四　「四　わが兄弟よ、われは汝らが自ら善に満ち、もろもろの知識に満ちて互に訓戒し得ることを確く信す。

一五　「五　然れど我なほ汝らに憶ひ出せん爲に、ここかしこ少しく憚らずして書きたる所あり、これ神の我に賜ひたる所より、即ち異邦人のためにキリスト・イエスの仕人となり、神の福音につきて祭司の職をなす。これ異邦人の聖靈によりて潔められ、御心に適ふ獻物とならん爲なり。一七　然れば、われ神の事につきては、キリスト・

イエスによりて誇る所あり。一八我はキリストの異邦人を服はせん爲に我を用ひて言と業と、一九また徵と不思議との能力、および聖靈の能力にて働き給ひし事のほかは敢て語らず、エルサレムよりイルリコの地方に到るまで徧くキリストの福音を充たせり。二〇我は努めて他人の置ゑたる基礎のうへに建てじとて未だキリストの御名の稱へられぬ所にのみ福音を宣傳へたり。二一錄して『未だ彼のことと傳へられざりし者は見、いまだ聞かざりし者は悟るべし』とあるが如し。

二二この故に、われ汝らに往かんと爲しが、しばしば妨げられたり。二三然れど今は此の地方に働くべき處なく、且なんぢらに往かんことを多年、切に望みゐたれば、二四イスパニヤに赴かんとき立寄りて汝らを見、ほほ意に満つるを得てのち汝らに送られんことを望むなり。二五されど今、聖徒に事へん爲にエルサレムに往かんとす。二六マケドニヤとアカヤとの人々はエルサレムに在る聖徒の貧しき者に幾許かの施與をするを善しとせり。二七實に之を善しとせり、また聖徒に對して斯する負債あり。異邦人もし彼らの靈の物に與りたらんには、肉の物をもて彼らに事ふべきなり。二八されば此の事を成し了へ、この果を付してのち、汝らを歴てイスパニヤに往かん。二九われ汝らに到るときは、キリストの満ち足れる祝福をもて到らんことを知る。

二〇兄弟よ、我らの主イエス・キリストにより、また御靈の愛によりて汝らに勧む、なんぢらの祈のうちに、我とともに力を盡して我がために神に祈れ。二一これユダヤにをる從はぬ者の中より我が救はれ、又エルサレムに

イ(徒一五・二二、二 一・一九 罗一・五 哥前三・五 口約四・四八を見よ ハ羅一五・二三を見よ ニ徒二二・二七一二 チ察五一・一五 ヲ徒一五・三を見よ 一・一六、二・一三、レ徒一八・一二を見よ	ホ(徒二〇・一・二 六(哥後一〇・二五、一 六(哥前三・一〇) ト羅一・一五(羅一〇 ル羅一五・二八 一五・二九、三三 ヨ徒一九・二一を見よ 羅一五・二三を見よ 前一・三及び徒一六 七・八、四・一〇提 一・一九、二一を見よ 一・一六、五(哥後 タ哥前一六・五(哥後 ナ加五・二二 ラ西四・二二(哥後一
(撒前二・一八)	力徒二四・一七を見よ
一・一九、二一を見よ	羅一五・三一來六
六(哥前一六・五(哥後 タ哥前一六・五(哥後 ナ加五・二二 ラ西四・二二(哥後一	二・四、一・九勝 ツ羅一五・二四 ネ徒一九・二二を見よ 三・二一提後三・一
一・一六、二・一三、レ徒一八・一二を見よ	一・一四、一七

對する我が務の聖徒の心に適ひ、三かつ神の御意により、歡喜をもて汝等にいたり、共に安んぜん爲なり。三頤くは平和の神なんぢら衆と偕に在さんことを、アーメン。

## 第一六章

一 我ケンクレヤの教會の執事なる我らの姉妹フイベを汝らに薦む。二 なんぢら主に在りて聖徒たる保護者たり。

三 プリスカとアクラとに安否を問へ、彼らはキリスト・イエスに在る我が同勞者にして、四 わが生命のためニ己の首をも惜まざりき。彼らに感謝するは、ただ我のみならず、異邦人の諸教會もまた然り。五 又その家にある教會にも安否を問へ。又わが愛するエペネトに安否を問へ。彼はアジヤにて結べるキリストの初の實なり。

六 汝等のために甚く勞せしマリヤに安否を問へ。七 我とともに囚人たりし我が同族アンデロニコとユニアスとするアンブリヤに安否を問へ。八 キリストにある我らの同勞者ウルバノと我が愛するスタキスとに安否を問へ。九 キリストに在りて鍊達せるアペレに安否を問へ。アリストプロの家の者に安否を問へ。一一 わが同族ヘロデオンに安否を問へ。ナルキソの家なる主に在る者に安否を問へ。一二 主に在りて勞せしツルパナとツルポサとに安否を問へ。主にありて甚く勞せし愛するペルシスに安否を問へ。一三 主に在りて選ばれたるルポスと其の母とに安否を問へ、彼の母は我にもまた母なり。一四 アスンクリト、フレゴン、ヘルメス、パトロバ、ヘルマス及び彼らと偕に

在る兄弟たちに安否を問へ。二五ビロロゴ、及びユリヤ、ネレオ及びその姉妹、またオルンバ及び彼らと偕に在る凡ての聖徒に安否を問へ。二六潔き接吻をもて互に安否を問へ。キリストの諸教會みな汝らに安否を問ふ。

二七兄弟よ、われ汝らに勧む、おほよそ汝らの學びし教に背きて分離を生じ、顛躓をおこす者に心して之に遠かれ。一八斯る者は我らの主キリストに事へず、反つて己が腹に事へ、また甘き言と媚詔とをもて質朴なる人の心を欺くなり。一九汝らの從順は凡ての人間に聞えたれば、我なんちらの爲に喜べり。而して我が欲する所は汝らが善に智く、惡に疎からんことなり。二〇平和の神は速かにサタンを汝らの足の下に碎き給ふべし。

願くは我らの主イエスの恩恵、なんぢらと偕に在らんことを。

二一わが同勞者テモテ及び我が同族ルキオ、ヤソン、ソシシパテロ汝らに安否を問ふ。二二この書を書ける我テルテオも主にありて汝らに安否を問ふ。二三我と全教會との家主ガイオ汝らに安否を問ふ。町の庫司エラストと兄弟クワルトと汝らに安否を問ふ。二四願くは長き世のあひだ隠れたれども、今顯れて、二五永遠の神の命にしたがひ、預言者たちの書によりて信仰の從順を得しめん爲に、もろもろの國人に示されたる奥義の默示に循へる我が福音と、イエス・キリストを宣ぶる事とによりて、汝らを堅うし得る、二七唯一の智き神に榮光、世々限りなくイエス・キリストに由りて在らんことを、アーメン。

ロマ人への書をはり

イ羅一六・二(羅一六 ・一四) ロ哥前一六・二〇 五・二六 一四) ハ加一・八・九 一〇(提前一・三 五)	六・三 ニ撒後三・六、一四多 三・一〇、約武一〇 一三・一二、撒前 五・二六、(彼前五 一四) ト(西二・四、被後二 五)	チ羅六・一六を見よ リ羅一八 ソ哥前一四・二〇、太 一〇・一六を見よ 三・一八、黙三・一 六・二一、西四・一八 ル羅一五・三三を見よ ヲ太四・一〇を見よ ワ哥前一六・二三、哥 一(徒二〇・四)	後一三・二三、加六 ・一八 ソ徒一七・五? ツ徒二〇・四? 二五) 二五) ウ提後一・九、多一・二 提前三・一六、及び ケ羅一一・三六を見よ ノ羅一・五を見よ オ哥前二・七、四・一 ク羅二・六を見よ	レ徒一三・一 五、九、六・一九 ムニ五・二七(第三 ニ〇、二二、猶二四 二・二、特に四・三 マ彼前五・一〇を見よ ケ羅一一・三六を見よ 大一三・三五)	ラ徒一九・二二を見よ 五・九、六・一九 五、九、六・一九 マ彼前五・一〇を見よ ケ羅一一・三六を見よ (太一三・三五)
--	--	---	--	--	--

四・一 或は「肉によれる我らの先

祖アブラハム何を……」と

譯す。

六・一三 或は「武器」を譯す。

九・五 或は「萬物の上に在す神は

永遠に讀むべきかな」と譯す。

一一・一九 或は「その怒るに任せよ」

と譯す。

一六・二四 異本二四節に「願くは我ら

の主イエス・キリストの恩惠汝等すべてと偕にあらん事をアアメン」とありて、

一一〇節に同義の句を缺く。